

旭川市勤労者福祉総合センター利用料金表（令和2年3月31日まで）

1 旭川勤労者福祉会館

（単位：円）

使用区分 時間区分 種別	勤労者等				一 般			
	午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 22時	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 22時
大会議室	1,260	1,360	1,780	3,460	3,670	4,200	5,250	10,500
中会議室	1,050	1,260	1,360	2,830	3,150	3,670	4,200	8,400
小会議室A	520	730	840	1,780	1,570	2,100	2,620	5,250
小会議室B	520	730	840	1,780	1,570	2,100	2,620	5,250
小会議室C	520	730	840	1,780	1,570	2,100	2,620	5,250
和室研修室A	520	730	840	1,780	1,570	2,100	2,620	5,250
和室研修室B	520	730	840	1,780	1,570	2,100	2,620	5,250
和室研修室C	520	730	840	1,780	1,570	2,100	2,620	5,250
和室研修室D	520	730	840	1,780	1,570	2,100	2,620	5,250
研修室	520	730	840	1,780	1,570	2,100	2,620	5,250
図書室・研修室	520	730	840	1,780	1,570	2,100	2,620	5,250
音楽室	520	730	840	1,780	1,570	2,100	2,620	5,250

2 旭川建設労働者福祉センター

（単位：円）

使用区分 時間区分 種別	勤労者等				一 般			
	午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 22時	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 22時
ホール	1,050	1,360	2,620	4,200	3,150	3,780	7,870	12,600
研修室	520	730	840	1,780	1,570	2,100	2,620	5,250
和室研修室	520	730	840	1,780	1,570	2,100	2,620	5,250
サークル室	210	310	420	730	630	840	1,260	2,100

3 旭川勤労者体育センター

（単位：円）

使用区分	時間区分	午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
専用 使用	勤労者等	740	1,120	1,490	3,350
	一般	2,240	3,360	4,480	10,080

[備考]

- 「勤労者等」とは、勤労者、勤労者であった者及びこれらの者のための催しを行う者をいいます。
- 午前と午後又は午後と夜間を通して使用する場合の利用料金は、それぞれの時間区分の利用料金を合算した金額となります。
- 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとします。
- 11月1日から4月30日までは、暖房料（利用料金の2割に相当する額）が別にかかります。